

大阪市条例第22号

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給与の種類) 第3条 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与は、給料、 <u>初任給調整手当（第1種初任給調整手当に限る。以下同じ。）</u> 、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。 [2 略]	(給与の種類) 第3条 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与は、給料、 <u>初任給調整手当</u> 、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。 [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。